

シベリア戦争下の「銃後」

——奈良県を事例として

土井 雄貴

はじめに

- 1 「北満」派兵時の「銃後」の動員
- 2 交戦相手の変遷と地域における敵愾心の形成
- 3 行啓への動員体制と促される朝鮮人への警戒
おわりに

はじめに

本稿は、シベリア戦争を近代日本の植民地戦争の一端と捉え、植民地戦争の「銃後」が地域史においてどのように位置づくのかを検討するものである。その検討対象は、「銃後」の動員体制、軍隊の行動と朝鮮人差別観念の形成、近代天皇制による国民統合との関係であり、地域として奈良県を事例とした。

奈良県の郷土部隊は日露戦争時に編成された歩兵第53連隊が1925年の軍縮まで、軍縮後には歩兵第38連隊が編成された。歩兵第53連隊にとってのシベリア戦争の経験とはいかなるものか。軍縮時の第16師団長山田良之助中將の訓示には次のようにある。「帝国ノ武威ヲ宣揚」した活動に「満州守備ノ任ニ就クヤ北満派遣隊トシテ長春以北ノ北満州ノ守備ニ任シ西伯利事変ニ参加シ沿海州地方ノ鎮定討伐ニ従事」した⁽¹⁾。ここでいう「西伯利事変」とは、ロシア革命への革命干渉戦争に対する出兵である。また、「沿海州地方ノ鎮定討伐」について見れば、出兵の目的に植民地防衛の役割が最初から存在したという姜徳相氏の指摘がある⁽²⁾。奈良県を事例に植民地戦争の「銃後」を取り上げる意義はここにある。

そもそも、シベリア戦争は出兵による反革命傀儡政権樹立、北樺太獲得という真意がありながらも、出兵宣言では領土保全と内政不干渉を遵守することとし、戦争の真意は一切表には出なかった。つまり、目的が明確に示されない戦争として把握されている。はじめて構想から撤兵までを見通した記念碑的著作において、原暉之氏は次のように指摘している⁽³⁾。すなわち、「日本軍がはじめ

(1) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C14110862000, 『歩兵第53連隊歴史 大正6年1月10日～大正14年5月1日』(防衛省防衛研究所)。

(2) 姜徳相「日本帝国主義の朝鮮支配とロシア革命」『歴史学研究』329号, 1967年10月, 37-47頁。

(3) 原暉之『シベリア出兵——革命と干渉1917-1922』筑摩書房, 1989年, 570-572頁。

て直面した本格的な人民戦争であった。それは不敗を誇った天皇の軍隊がはじめて経験する無惨な敗戦であった。軍紀の頹廃に絡む派遣将校のスキャンダルが続出したのも最初であれば、少数ながら敵陣営に入った反戦主義者によって前線の日本兵に反戦宣伝が行われたのも最初である。「この戦争に関わった日本の軍人はロシア革命と民族解放運動に敵意を強めた。そればかりか日本の国民大衆も尼港事件などに関連した反ソ・反革命的キャンペーンの虜となった」ということである。

かかる戦争に対し、社会はどのように受け止めたのか。このような観点に立ち、シベリア戦争と日本社会との接点についての先行研究を見ると、国内の状況（「大正デモクラシー」や米騒動）と日本陸軍の士気低下／腐敗の関係についての考察や⁽⁴⁾、送り出す地域社会の状況を検討するもの、出兵が長期化し始めた時期の地域・兵士の動きを検討⁽⁵⁾、尼港事件の社会での論じられ方⁽⁶⁾といったように、社会との接点の検討は、社会と軍隊の士気・腐敗の関係や事件を一つ一つ取り扱う傾向にある⁽⁷⁾。シベリア戦争は「長期にわたる戦争であり、全国各地の部隊に所属する多くの将兵がこの戦争に参加した。それぞれの体験が総体としてこの戦争を形作っている」との井竿富雄氏の指摘をふまえれば、それぞれの地域社会での経験を検討することは、シベリア戦争にかんする研究の重要な課題の一つともとれる⁽⁸⁾。

奈良県の歩兵第53連隊の1919年の出兵から1921年の帰還までの行動・交戦相手の変遷・「銃後」後援については、大谷渡氏が基礎的作業を既に行っている⁽⁹⁾。ただし、ここ20年あまり地域史の方法として定着している「軍隊と地域」の枠組みでは、「守備」について際の在郷軍人・青年団・小中学生などの組織的動員や村ごとの人員の割り当てが指摘されている⁽¹⁰⁾。こうした指摘をふまえ、シベリア戦争下の「銃後」形成のプロセスや動員体制を、当該時期の村役場文書や新聞⁽¹¹⁾が作り出す認識をもとに把握することが第1の課題である。

(4) 吉田裕「日本帝国主義のシベリア干渉戦争——前線と国内状況」『歴史学研究』490号、1981年3月、1-14頁。原暉之、前掲書、17章。井竿富雄「下関のシベリア出兵と宇部の米騒動、一九一八年八月」『山口県立大学国際文化学部紀要』第10号、2004年、33-42頁。

(5) 井竿富雄「山口四二連隊のシベリア出動、一九一九年八月」『山口県立大学国際文化学部紀要』第11号、2005年、1-12頁。

(6) 井竿富雄「尼港事件と日本社会、1920年」『山口県立大学学術情報 第2号 国際文化学部紀要』2009年3月、1-13頁。

(7) なお、対米関係を軸に、出兵の決定とその後の干渉過程の日本支配層の政策決定をはじめ本格的に検討した細谷千博『シベリア出兵の史的研究』（岩波現代文庫、2005年）を嚆矢とした外交史・政策史・国際関係史の蓄積は多くなされた。出兵から完全撤兵までの7年間を通史的に描く初の新書である麻田雅文『シベリア出兵——近代日本の忘れられた七年戦争』（中公新書、2016年）にその成果が反映されている。

(8) 井竿富雄、前掲論文、2005年、1頁。

(9) 大谷渡「シベリア出兵下における奈良連隊の「北満」派兵について」『津田秀夫先生古希記念——封建社会と近代』同朋舎出版、1987年、822-843頁。

(10) 荒川章二『増補 軍隊と地域——郷土部隊と民衆意識のゆくえ』岩波現代文庫、2021年、209-211頁（初出は2000年）。なお、竹末勤「奈良の軍隊と地域」（『地域のなかの軍隊4近畿——古都・省都の軍隊』吉川弘文館、2014年、141-151頁）では、奈良県の「軍隊と地域」研究そのものの遅れが指摘されている。

(11) 大谷渡氏は『大阪朝日新聞大和版』を用いたが、本稿では奈良県立図書館所蔵の『奈良新聞』（マイクロフィルム版）を中心に扱う。『奈良新聞』は1898年8月、奈良市高天町に本社をかまえ、憲政本党支持の社説を掲げた。1904年には142万部を発行し、1917年まで日刊4紙の約50%を占めていた（鈴木良編『奈良県の百年』山川出版社、1985年、101-102頁）。

また、大谷渡氏は53連隊の行動を全体的に把握しているものの、「沿海州地方ノ鎮定討伐」について力点を置いていない。ここに、日本近代史における「植民地戦争」の視点を取り入れる意義があると考えられる。大江志乃夫氏は、1915年までの植民地征服戦争を「植民地戦争」として日本史にはじめて導入した⁽¹²⁾。これに対し、愼蒼宇氏は、1915年以降の朝鮮半島、中国、満州、シベリアでの革命干渉戦争・朝鮮民族弾圧も含め、時間的にも空間的にもより広範な「植民地征服／防衛戦争」という視座を提起した⁽¹³⁾。奈良県における在日朝鮮人史については、川瀬俊治氏が既に多くの事を明らかにしている⁽¹⁴⁾。しかし、戦争との関連で朝鮮人への差別観念がどのように形成されるのかという点は明確ではない。大谷渡氏が明らかにした軍隊の行動をベースにしつつ、1920年代の奈良県内での朝鮮人への差別観念を形成する契機としてシベリア戦争を検討する。これが本稿の第2の課題である。

同時に、戦争の経験を共有する「銃後」と共に、国民統合における近代天皇制の地域社会への浸透は重要な問題となる。奈良県では、建国神話の理念を視覚化する場所として近代において「聖蹟」が創造されていく⁽¹⁵⁾。川瀬俊治氏によれば、1921年の皇太子(裕仁)の行啓時には、『奈良新聞』で朝鮮人への警戒が促された。ここでの村落への動員体制を明らかにしつつ、この朝鮮人への警戒を1919年以降の歴史過程のなかに位置づけたい。これが本稿の第3の課題である。

以上から、本稿では、①奈良における「銃後」の動員体制を明らかにする。②派兵期間の地域における朝鮮人への差別観念の創出を再検討する。③上記①②と近代天皇制による国民統合との関係を考察する。以上3点をふまえ、最後に関東大震災時の奈良県におけるデマとの関連を考えたい。これは「戦争状態が伏流化した日本の朝鮮支配」⁽¹⁶⁾のなかでも、三一独立運動から間島虐殺、関東大震災へ至る過程を日本の地域史の観点から検討することにもなろう。

1 「北満」派兵時の「銃後」の動員

(1) 派兵前の「銃後」

1918年8月2日、シベリアへの出兵宣言がなされた。宣戦布告ではないところに対外戦争の形式を踏まないという特徴がある⁽¹⁷⁾。この戦争は、第一次世界大戦の一環としてスタートし、「チェコ軍救援」という大義名分を掲げたが、年末にドイツ帝政が崩壊し、第一次世界大戦が終結する。

(12) 大江志乃夫「植民地戦争と総督府の成立」『岩波講座近代日本と植民地2——帝国統治の構造』岩波書店、1992年、3-33頁。

(13) 愼蒼宇「日本近代史の「不在」を問う——朝鮮植民地(征服／防衛)戦争からみた官民の「暴徒膺懲」経験」『歴史学研究』2019年10月増刊号、2-12頁。

(14) 川瀬俊治『奈良・在日朝鮮人史 1910-1945』奈良・在日朝鮮人教育を考える会、1985年。同『もうひとつの現代史序説——朝鮮人労働者と「大日本帝国」』ブレーンセンター、1987年。

(15) 高木博志『近代天皇制と古都』岩波書店、2006年、第1章を参照。

(16) 姜徳相「一国史を超えて」『大原社会問題研究所雑誌』668号、2014年6月、6-23頁。

(17) 麻田雅文、前掲書、62頁。全期間(1918～1925年)を通して、当時の日本軍の約半数に及ぶ11個師団が参加した(日本国内から9個、満州、朝鮮の軍が各1個)。出兵した師団はおよそ1年ごとに交代し、常に11個師団が駐屯していたわけではなく、8月に計3個師団、約7万2400人(戦闘員4万4700人、非戦闘員2万7700人)を動員し、11月には5万8600人に減らされた。

これにより出兵の前提が崩壊していった。この出兵宣言から年末までは、「初期」と把握されている⁽¹⁸⁾。奈良県内でも、「過激派」政府は「共産主義と大破壊主義の暴力は西比利アの天地を席捲し到る所の牢獄は解放せられ囚徒は忽ち一隊の長となりて総ての資産家を略奪せり」という「過激派」イメージが流布された⁽¹⁹⁾。出兵論としては、「チェコ軍支援」の提示前に、「西比利ア出兵は輿論の声に従い断行すとせんか米国の反対元老等の不同意を如何にすべきか、仮に元老の不同意は内輪の事とするも非自主的外交失敗の結果たる米国の同意不同意はこれを無視する考えなりや」⁽²⁰⁾と云った論じられ方がなされた。

1919年から1920年にかけて、「鮮満」の治安維持という「鮮満防衛」論に出兵の目的が変質し、東支鉄道と沿海州への重点配備が進められていく⁽²¹⁾。こうした時期のなかで奈良県の歩兵第53連隊が派兵されることになる。守備兵の家族援護について、奈良市の在郷軍人分会により、出発する兵士への「精神的の慰問」として、「家族に対し家計上或いはその職業に出来得る限りの援助をなすべく」、「貧困なる家族には会費若しくは会員が醸金して金員物品を贈呈し生計の困難を擁護すべし」。守備兵には「家族の状況を通信して彼等後顧の憂いを去らしめ」といった内容が新聞紙上で示された⁽²²⁾。派兵直前の徴兵検査については、宇野捨二連隊区司令官談として、奈良における徴兵忌避者の存在は「神武発祥の大和国民として一大恨事」だという、近代天皇制の建国神話に即した批判の論理が示されもした⁽²³⁾。同時期には53連隊将校の賭博事件を受け、連隊長小出三郎大佐の処置が目目されていた。「53連隊が光栄ある任務に就かんとする其門途に其職を去らねばならぬ」とすれば、「少なからざる動揺が彼等の精神上に起こるであらうと噂されて居る」⁽²⁴⁾というように、「北満」派兵という「光栄ある任務」への影響が懸念されていたのである。

小出大佐に代わり着任したのが等々力森蔵連隊長である。等々力連隊長は新聞紙上で教育方針を次のように話している。すなわち、「今後僕の教育方針か、それは勿論勅語の御精神を奉持して行くのだが小学校の半途退学者や卒業した位のものが多い軍隊では初めから直ぐ勅語の精神を吹き込むことは六ヶ敷いから僕は小学校の修身教科書を基礎とした兵士が曾て郷党の学校で教わった道徳観念の喚起を促し夫れから進んで徐々に勅語の御精神を注入することにして居る」。また第一次世界大戦からの教訓として、「欧州戦争の与えた教訓中最も必要なことは自産自給である」とも話した⁽²⁵⁾。以上のように、出兵直前に際し、郷土部隊と地域住民の連携の必要性が積極的に示されていたのである。

(18) 井竿富雄『初期シベリア出兵の研究——「新しき救世軍」構想の登場と展開』九州大学出版会、2002年、10頁。

(19) 「共産主義の暴行 西比利アを席捲す」（東京電話）『奈良新聞』1918年1月14日。

(20) 「政府と出兵問題」『奈良新聞』1918年4月10日。

(21) 服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交1918-1931』有斐閣、2001年、50頁。なお、この時期は「中期」と区別される（井竿富雄、前掲書、2002年、9-10頁）。

(22) 「守備兵の家族援護」『奈良新聞』1919年3月13日。

(23) 「◇近く実施する 本県下の徴兵検査（上）」『奈良新聞』1919年4月8日。

(24) 「動くか止る乎 小出五三連隊長」『奈良新聞』1919年3月9日。

(25) 「大和連隊のために 一段の努力をする」『奈良新聞』1919年3月20日。

(2) 派兵期間の「銃後」の活動

1919年4月7日、第19旅団司令部から北満州派遣隊命令を受領した。第7師団の部隊と交代し第1大隊は寛城子、第2大隊は齋々哈爾、第3大隊の1中隊はポクラニチナヤ、残りは哈爾賓の「守備ニ任スヘシ」というものであった⁽²⁶⁾。先発隊は3月29日・30日に、第2大隊は4月12日、第3大隊は4月13日に奈良県を出発した。4月13日の例から「銃後」の見送りの構成員を確認しておこう。新聞紙上では、在郷軍人会、青年団、婦人会、赤十字社、実業団体、県都市名誉職員、各町総代、各宗教団体、女子高等師範学校、県立各学校、各私立学校、官公吏、各小学校が記録されている⁽²⁷⁾。

この出兵に際し、在郷軍人の発言が新聞に掲載された。奈良市連合分会長俵畑嘉平は、次のように話す。すなわち、「軍規を守り軍事能力の増進を計られたるを実際に応用し發揮せらるゝの好機に際会」した。「表面満州守備としての任務に就るゝと雖もこは全く出征に異ならず」、各国の将兵と共にするため、「一挙手一投足は之注視せらるゝ所各国軍事能力の競争場裡の活舞台上場せらるゝなり即ち一兵卒の覚悟は之一国家を代表する意志に他ならざるなり」⁽²⁸⁾。また、郡山町分会長の北條九郎祐は、1909年3月20日の兵舎への転営を「思い出の記を翻して見る」。「歴史は新しい軍旗拝受の日を確か明治38年6月13日(1905年 註：土井)と記憶する然らば鳳凰城の守備より帰った53連隊を15年目の春に再び満州の野に軍旗を翻すのである」との発言を残した⁽²⁹⁾。以上のように、守備の任務は「出征に異ならず」といった認識や、「北満」派兵に際し、過去の「鳳凰城の守備」が想起されたのである。また、等々力連隊長は、記者に出発に際しての感想を問われ、「師団長宮殿下並びに上長の御訓旨を奉じて只々日本帝国の名誉と武威を失墜せしめざらん事を期するのみであります」⁽³⁰⁾と「帝国日本の名誉と武威」を賭けた出兵である事が述べられもした。

なお、出兵後、慰問事業が重ねられたが、そのなかでも1920年3月15日に慰問団一行24名が出発した。これは、「数千の見送り人は一斉に両手を高く差しあげて万歳を連呼」された⁽³¹⁾。出征中の楽しみは慰問袋であるとして、速水留守隊長談「自分等も日露の役に慰問袋をもらって大いに喜んだ一人」だとのコメントがなされた⁽³²⁾。本事業の意図を示すものとして帝国在郷軍人会奈良支部による「慰問事業実施報告提出の件」⁽³³⁾が残されている。「奈良県癸兵会(他府県ニ於ケル尚武会ニ同ジ)設立ノ基礎ヲ立テ」、1920年3月に成立したが、「一面出征将士ニ対スル慰問事業ハ甚タ微弱」であり、「思想変遷ノ趨勢上或ハ忘却セラレントスルノ状況」であった。支部の任務を遂行するため慰問事業を立案し「出征将士ノ奮闘状況ヲ一般県民ニ周知セシメ以テ崇高ナル同情心ノ

(26) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C14110862000, 『歩兵第53連隊歴史 大正6年1月10日～大正14年5月1日』(防衛省防衛研究所)。

(27) 「歓呼の声に送られ 大和の連隊出発す」『奈良新聞』1919年4月14日。

(28) 「五十三聯隊を送る」『奈良新聞』1919年4月13日。

(29) 「光栄ある征途の日」『奈良新聞』1919年4月13日。

(30) 「高橋堤で 連隊長語る」『奈良新聞』1919年4月14日。

(31) 「万歳声声裡に西伯利慰問団出発」『奈良新聞』1920年3月16日。

(32) 「出征兵士の労苦は多大である」『大阪朝日新聞大和版』1919年6月8日。

(33) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C07060930800 帝国在郷軍人会奈良支部「出征将士慰問事業実施報告」1920年4月15日。

発露ト熱誠ナル後援ヲ推奨シ適格に出征将士ヲ慰撫鼓勵シ毫モ慮ナカラシムルノ策ヲ講セシカ為メ」という理由付けがなされた。慰問の方法は、「一般県民ノ同情心ニ訴へ慰問袋（内容品共其価格約1円）並慰問資金ヲ汎ク募集」する。「県民代表慰問使ノ差遣／恤兵（慰問袋ノ贈呈）」の2つである。この事業の精神的効果として次の事を期待している。それは、「確實ニ県民一般ノ国家ニ対スル義務心ヲ向上シ特ニ国民ノ犠牲的精神並ニ兵役義務心ヲ振起セシメ以テ一般県民ノ軍事思想養成上ニ軍隊ト地方官民トノ密接ナル関係上ニ獲得シタル一大効果ハ蓋シ偉大ナリト確信ス」ということ。また、「慰問使カ戦病死者ノ墓ニ参拝シタル精神的行為ハ独り其遺族ノミナラス県民一般ニ精神的好印象ヲ与ヘタルモノト信ス」という内容であった。つまり、軍隊と県民の一体感の創出という効果への期待が在郷軍人会にはあったのである。

(3) 帰還完了と動員の割り当て

1921年4月16、17日に53連隊の帰還が完了した。将卒の士気の維持について、等々力連隊長は、守備の任務が全うできたのは「60万県民の赤誠を込めた御後援による賜」であり、「全く慰問使を始め各学校其他の慰問袋が間断なく送ってくださったので将卒の士気は一時も潤んだ事なく何時も緊張し切っていた」と説明した⁽³⁴⁾。出兵前から論じられた地方民と軍隊との連携、接続にとって慰問の活動は大きな役割があると認識が示されたことになる。

ここまでで確認した「銃後」の構成員はどのようにして動員されたのか。ここでは奈良県の添上郡五ヶ谷村役場文書から、その動員過程を確認しよう。3月28日兵事主任会では「渡満兵帰隊ニ付歓迎ニ関スル件」、「軍隊歓迎会ニ関スル件」、招魂祭、軍旗祭が議題に挙がっている。歓迎方法としては、「当日町村長学校長各種団体」は「所定ノ場所ニ出迎ヒヲ為ス事」や、「奈良市付近ノ学校ハ出迎」え、「小学校児童ニハ小国旗二本ヲ持タシムルコト」、「各戸ニ国旗ヲ出ス」ことが知れ渡る様に配慮が求められた。加えて、「各町村ニ於テ歓迎方法ヲ可成統一ニスル」こととして、「要スルニ町村ニ於テハ精神的ニ優待シ多額ノ金ヲ持セサル様ニセラレタシ」ことも注意された。ここでは表1「歓迎会員各町村配当数」にあるように、櫛本町11名、五ヶ谷村5名など、合計90名になるよう村ごとに割り当てが決められた⁽³⁵⁾（表1）。

また、帰還の日程は3月下旬から4月4日にかけて何度か変更を重ね、添上郡役所から各町村長

表1 歓迎会員各町村配当数

佐保村	3
大安寺村	4
辰市村	3
平和村	6
治道村	7
櫛本町	11
五ヶ谷村	5
帯解村	4
明治村	3
東市村	7
田原村	5
東山村	6
月瀬村	6
柳生村	8
大柳生村	5
東里村	4
狭川村	3
計	90

備考：町村割当ハ戸数ニ於テ五歩現役兵ニ於テ五歩。

出所：添上郡五ヶ谷村役場『大正十年度兵事ニ係ル往復書類綴』より作成。

(34) 「六十万県民諸君の赤誠の賜である」『奈良新聞』1921年4月18日。

(35) 「兵事主任会問題」1921年3月28日、添上郡五ヶ谷村役場『大正十年度兵事ニ係ル往復書類綴』（奈良市史料保存館）。

へという経路で通達された。同様に、4月6日には歓迎場所が通達された⁽³⁶⁾。「渡満兵歓迎場所通知ノ件」には図面があり、そこには4点の注意書きが示されている。

- (イ) 4月16, 17両日軍隊到着時刻30分前ニ整列スベシ
- (ロ) 軍隊通過ノ際ハ万歳ノ唱フルコト
- (ハ) 一般歓迎人ノ道路ノ南側に整列スルコト
- (ニ) 帰還兵ニ対スル面会ハ歩兵第53連隊練兵場ニテ為スコト⁽³⁷⁾

以上のように、村落からの動員では、村落ごとの人員の割り当てや、集合の時間や、集合場所は道路の南側といった指定がなされた。帰還兵に対し駅プラットフォームでの歓迎を行う人員は、「歩兵第五十三連隊ノ帰還ニ関シ奈良駅構内ニ於ケル多数集合ヨリ生スル混雑ヲ予防スル為メ同駅構内ニ於テ出迎セラルル人員ハ奈良衛成司令官ニ於テ別紙の範囲ニ限ラレ」といったように限定された⁽³⁸⁾。それは次のような構成員である。

- 一 師団長
- 二 知事
- 三 内務部長 警察部長
- 四 県下官衛学校勅任官
- 五 陸軍各部団体長
- 六 教育課長
- 七 歩兵第53連隊留守隊将校
- 八 県広高等官
- 九 郡市町(奈良県将兵会郡市支会長)
 - 一〇 県会正区副議長及郡市区副議長
 - 一一 陸軍各部団体代表者 各1名
 - 一二 奈良実業奨励会長
 - 一三 県庁係員 4, 5名
 - 一四 奈良市役所係員 3名
 - 一五 郡役所係員 各1名
 - 一六 在郷軍人連合分会代表者 各1名
 - 一七 各種新聞通信社代表者 各1名

(36) 「歩兵第53連隊帰還将卒奈良駅到着日時変更ノ件」(1921年3月30日)、「一第240号」(1921年4月4日)、添上郡五ヶ谷村役場『大正十年度兵事ニ係ル往復書類綴』(奈良市史料保存館)。

(37) 「渡満兵歓迎場所通知ノ件」, 1921年4月1日、添上郡五ヶ谷村役場『大正十年度兵事ニ係ル往復書類綴』(奈良市史料保存館)。

(38) 「兵第四〇六号」1921年4月7日、添上郡五ヶ谷村役場『大正十年度兵事ニ係ル往復書類綴』(奈良市史料保存館)。

一八 軍人後援奈良支部代表者	1名
一九 日本赤十字社奈良支部代表者	1名
二〇 日本赤十字篤志看護婦人会奈良支部代表者	1名
二一 愛国婦人会奈良支部代表者	1名
二二 奈良市婦人会代表者	1名
二三 奈良県神職会代表者	1名
二四 各宗毎ニ代表者	各1名 ⁽³⁹⁾

在郷軍人会や婦人会、県庁職員などに加え、警察部長や内務部長の記載がある。これは「銃後」を形成するにあたり、地域内で警察が秩序づくりに参画していた一端ともとれる。

(4) 歩兵 53 連隊の解散

上記したような動員体制は、1925年の53連隊の解散時にも継続された。新聞紙上では、次のような認識が見られる。軍旗告別式は最後の軍旗祭を兼ねて行われ、お祭り騒ぎをせず、例年の運動会なども行わず、極めて厳粛に挙行される。「式には軍旗に最も大なる光彩を添えたシベリヤ出征を記念する為め出征将卒と留守隊の者約2200人を主賓として、それに県下在郷将校300人と、県郡市町村長等約400人を合わせて約3000人を招待する」のだという⁽⁴⁰⁾。ここで、奈良県奨兵会添上郡支会長から各町村長への「軍旗告別式並ニ軍旗祭挙行ニ関スル費用寄付依頼ノ件」を見てみよう⁽⁴¹⁾。5月1日の53連隊から38連隊への編成替えに際し、「53連隊軍旗ヲ皇室ニ返納相成筈ニ付其告別式並ニ大正14年軍旗祭ヲ兼ね施行致サル」が、その「費用支途ニ付去ル6日本県ニ於テ各郡市町会ヲ催サレ県民ヨリ4500円ヲ寄付スル事ニ決定シ」、添上郡の割り当ては231円となった。この割り当てを、郡内の村ごとにまとめられた表が残されている。それが表2「軍旗告別式挙行費負担額」である。ここにあるように、均等に割り

表2 軍旗告別式挙行費負担額

町村別	平等割	戸数割 配当額ニ 依ル割合	合計
大安寺村	500	700	1,200
辰市村	500	600	1,100
平和村	500	1,100	1,600
治道村	500	1,500	2,000
櫛本町	500	2,200	2,700
五ヶ谷村	500	600	1,100
帯解村	500	1,100	1,600
明治村	500	900	1,400
東市村	500	1,400	1,900
田原村	500	800	1,300
東山村	500	700	1,200
月瀬村	500	900	1,400
柳生村	500	900	1,400
大柳生村	500	800	1,300
東里村	500	1,000 × 500	1,000
狭川村	500	400	900
計	8,000	15,100	23,100

出所：添上郡五ヶ谷村役場『大正十四年兵事ニ係ル往復書』（奈良市史料保存館）より作成。

(39) 同上。

(40) 「軍旗告別式は厳粛に」『大阪朝日新聞奈良版』1925年4月10日。

(41) 「軍旗告別式並ニ軍旗祭挙行ニ関スル費用寄付依頼ノ件」1925年4月10日、添上郡五ヶ谷村役場『大正十四年兵事ニ係ル往復書』（奈良市史料保存館）。

当てたのち、「戸数割配当額ニ依ル割合」で計算し直している。

ここまで見てきたように、シベリア戦争での奈良県の「銃後」の構成員として在郷軍人会、青年団、小中学校、婦人会などが確認される。また、その構成員たちについては次のようなことが言える。それは、「一般歡迎人」とは別枠で村落から動員されたということである。なお、1925年の軍縮により歩兵第38連隊へ編成替えがなされた際にも、動員の体制として村落への割り当てが継続されていったのである。なるほど荒川章二氏は、静岡歩兵第34連隊が「守備」についての際の在郷軍人・青年団・小中学生などの組織的動員を指摘し、「1914年と1928年の2つの山東出兵に挟まれた「戦間期」の中間点における緩やかな“準戦時期”となって戦時動員態勢・軍隊支持意識の弛緩を、弱いながらも食い止めんとする役割を果たし、かつ「満州」への関心の維持・形成の機会としても利用されたのである」と論じている⁽⁴²⁾。確かに奈良県においても同様の動員体制が確認できるのである。では、53連隊の活動に、シベリア戦争が「最も大なる光彩を添えた」との記載は、どのような意味であろうか。この点を朝鮮人への差別観念の形成を中心に据え、次節で検討する。

2 交戦相手の変遷と地域における敵愾心の形成

(1) 軍隊の行動と敵愾心の形成

本節では、解散時に「光彩」を放つと言われたシベリア戦争の「光彩」の内実に接近する。1969年建立の「奈良聯隊跡記念碑」には「この兵営に駐屯した将兵の数は延七万に及びシベリヤ出兵満州事変支那事変より支那大陸、東南アジア及び太平洋諸地域に亘り赫々たる戦果を挙げた」との碑文がある⁽⁴³⁾。このように、シベリア戦争は特筆すべき経験として刻まれているのである。

派兵宣言がなされる前には、「過激派」観の地域的特質の一端が垣間見える。『奈良新聞』に掲載された「教会総まくり 奈良の宗教屋」(一)～(十二)⁽⁴⁴⁾では、「宗教が決して人生の謎を解いて呉れるものでは無論ないが死ぬことを得せぬ男女の隠れ家として適当なところから昔から世間で一番繁昌するのは其宗教を食ひ物にする宗教屋の玄関であった」「弘法大師は日本の宗教成金の大家で其他伝教、親鸞、日蓮の徒は夫れ夫れ宗教屋として成功したもの」との観点から、「商売としての宗教屋」として、「見渡せば眺むれば基督教の4教会、天理教の4教会、御丁寧に金光さんまで之れも商売なればこそ、市中寺だらけの奈良に来て卸小売の勉強振り。イヤ御苦労に存じ奉る——と先づ敬意を表して総捲りの筆を進める事にする」⁽⁴⁵⁾。このなかで天理教が「大和特有の宗教成金屋」として紹介された⁽⁴⁶⁾。これを受け、「又一方組織の上では一度天理教に入ったものは終身足を洗うことが出来ぬ組み立てとし一種の共産制度を行っているのが団結の強固を見た半面の理由である」。つまり、「過激派」(＝共産主義)の本案本元は天理教⁽⁴⁷⁾だとの認識が示されたのである。当該期

(42) 荒川章二、前掲書、211頁。

(43) 平和のための大阪の戦争展実行委員会、日本機関紙協会大阪府本部共著『大阪奈良戦争遺跡歴史ガイドマップ 2』日本機関紙出版センター、2003年、69頁。

(44) 1919年4月11日～4月24日にわたって掲載された。

(45) 「教会総まくり 奈良の宗教屋 (一)」『奈良新聞』1918年4月11日。

(46) 「教会総まくり 奈良の宗教屋 (八)」『奈良新聞』1918年4月20日。

(47) 「過激派は大和に在り 痛快な天理教撲滅論」『奈良新聞』1918年4月25日。

の天理教は、農村出身の商店の奉公人、工員、日雇いなど貧しい人々から小商店主などに及ぶ広範な層の都市民を信徒として組織した⁽⁴⁸⁾。「過激派」に結び付けられ、戦争への地域内での引き締めにあたって、その対象とされたのは、こうした信徒の層が理由となったからであろう。このようなことと、上述の「過激派」イメージが合わさり、地域社会内での警戒対象として最も早く天理教の存在が提示されたと考えられる。

こうした地域的特質は、出兵後には見られなくなる。1919年4月の派兵に向けて、地域があわただしくなっていく3月には、三・一独立運動があった。本節では「不逞鮮人」という差別用語を史料から引用することになる。こうした差別用語は如何に創出されたのか。そもそも、「韓国併合」を経て、「韓人」という言葉が使用されなくなり、「鮮人」という差別用語が使用されていく⁽⁴⁹⁾。また、「不逞鮮人」という言葉の定着の大きな契機が三・一独立運動であり、1923年の関東大震災では抽象的なイメージであった「不逞鮮人」言説に、「放火・掠奪・投毒・殺人・強姦」といった具体性が付与されていくことになる⁽⁵⁰⁾。奈良県においても、1910年ごろには「韓人」と「鮮人」の両方が使用されていた。1920年代に入り「鮮人」が用いられるようになり、この傾向に拍車をかけたのが三・一独立運動であった⁽⁵¹⁾。三・一独立運動は奈良県でも暴徒・烏合の衆⁽⁵²⁾と説明された。また、1919年3月4日に平安南道成川で「名誉の戦死を遂げたる」憲兵分隊長政池覚造中尉については、「53連隊第九中隊長梅谷大尉の妹婿なる」との理由から、梅谷清大尉や政池中尉の妻である信子により、政池中尉の生前の様子が語られた。その内容は剣道の達人であることや、口数は少ないが文章がうまいこと、政池は「今度出来たお子供さんも立派に教育すると力んで居りましたのに政池さんは自分の愛子を一目も見ず御国のために戦死なすった」というものであった⁽⁵³⁾。このように、日本の官憲側に死者が出た場合には、郷土部隊の近親者という理由付けから、生前の様子が知らされた。まるで善良で何も悪いことはしていない人間が突然殺されたかのような論調であった。こうした被害者意識を煽る記事は、郷土部隊の戦死が報じられる際にはより先鋭化されていくことになる⁽⁵⁴⁾。

1919年4月の53連隊出発後、4月29日には部隊の配置が完了した。このころ、「寒さは内地と余り変わりなく少し寒いくらいにて別に危険なこと事柄も無之中隊全部病人1人も無之皆々喜び居ることを思えばたいい想像つき申すべく⁽⁵⁵⁾」というかたちで連隊の様子が伝えられた。5月には

(48) 大谷渡『天理教の史的研究』東方出版、1996年、248頁。

(49) 内海愛子「『鮮人』ということば」『朝鮮人差別とことば』明石書店、1986年、88-110頁。

(50) 金富子「関東大震災時の「レイピスト神話」と朝鮮人虐殺」『大原社会問題研究所雑誌』669号、2014年7月、19頁。

(51) 川瀬俊治、前掲書、1985年、第7章を参照。

(52) 「朝鮮益々騒擾」『奈良新聞』1919年3月14日。

(53) 「政池分隊長は剣道の達人」『奈良新聞』1919年3月13日。

(54) 朝鮮統治下の警察機構の制度的変化や、日常的な支配の実態については松田利彦『日本の植民地支配と警察——1905～1945年』（校倉書房、2009年）を参照。三・一独立運動の弾圧の実態の再検証したものととして横蒼宇「植民地（征服／防衛）戦争の視点から見た朝鮮三・一独立運動」『大原社会問題研究所雑誌』728号、2019年6月、16-48頁。

(55) 「北満守備につける奈良連隊」『大阪朝日新聞大和版』1919年5月7日。

最初の死者が1名出ている。これは「暴風ノ為吹飛シタル鉄板ノ為圧死憲兵ニテ検死」⁽⁵⁶⁾された。6月には、新聞紙上で慰問袋の募集やその際の注意事項が示された⁽⁵⁷⁾。それと同時に「暴徒の一団」が守備隊の倉庫を襲ったことも伝えられ始めた。そこでは、「暴徒は平素は家内にありて良民を装」っており、「過激派」に使われた「頑迷なる支那人なるべし」⁽⁵⁸⁾などとされた。部隊の配置後、最初は危険ではないことが伝えられるも、「過激派」との交戦を経て変化していく時期であった。沿海州ニコリスク方面での「過激派」の「掃討」への増援のため、野中宇八少佐は第2・第6中隊を率い、6月7日にニコリスクに到着し、8月に帰還した。ここでの戦死者は3名であった⁽⁵⁹⁾。

同時期に7月19日に寛城子に駐屯していた第1大隊が吉林軍の中国兵と交戦した寛城子事件が起きた。事件は南満州鉄道長春駅夫船津藤太郎が中国兵に殴打されたことによって引き起こされた。これは一種の民事事件に過ぎず、日本領事館が処置機関として対応するはずが、日本の守備隊が直ちに行動をとったことが主因であるという⁽⁶⁰⁾。ここでの戦死者(計19人)の生前の面影や家族の様子が報じられる。そのなかで中国人に対する蔑視・敵愾心が煽られた。これに加え、例えば、8月20日に留守隊にて「盛大に行われ」、さらに県下各出身町村で村葬⁽⁶¹⁾が行われるといったように、軍葬の詳細な情報が周知されていくことになる⁽⁶²⁾。帝国在郷軍人会奈良市連合分会長俵畑嘉平の弔辞⁽⁶³⁾として、「諸氏は軍人の本分を尽くし名誉の戦功を彰はし一死以て国難に殉ぜられたる美名は千載不朽灼々として護国の神たるべし諸氏や死して余栄ある者というべし」などと、戦死が「死して余栄ある者」とたたえられていた。例えば住田米次郎大尉の葬儀には、留守隊長、警察部長、在郷軍人分会員、膳所中学、女学各校生徒などが参加予定であり、「甚だ盛儀なりし」⁽⁶⁴⁾とその盛況ぶりが示された。

(2) 軍隊の行動と朝鮮人差別観念の醸成

日本に出兵を呼び掛けたアメリカが1920年1月に撤兵した。それに伴い53連隊も沿海州方面へも駐屯することになった。ニコラエフスクにおいてパルチザン部隊と日本軍との武力衝突が発生し、日本軍は武装解除され、在留邦人も殺害される「尼港事件」が発生した⁽⁶⁵⁾。奈良県では次のように報道された⁽⁶⁶⁾。尼港派遣司令部において露国購買組員を取り調べたものとして、「赤衛軍中には多数の朝鮮人支那人あり。日本人に対する惨害に参与せり。又当時停泊中なりし支那軍艦は之

(56) 憲兵司令部編『西伯利出兵憲兵史』国書刊行会、1976年、299頁。

(57) 大谷渡、前掲論文、828頁。

(58) 「突如暴徒の一団」『大阪朝日新聞大和版』1919年6月5日。

(59) 大谷渡、前掲論文、828-830頁。JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C14110862000、『歩兵第53連隊歴史 大正6年1月10日～大正14年5月1日』(防衛省防衛研究所)。

(60) 霍耀林「寛城子事件に至る在華日本領事館警察の自国民保護の実像」『北東アジア研究』第29号、2018年3月、101-117頁。

(61) 「戦死者の村葬」『奈良新聞』1919年8月22日。

(62) 大谷渡、前掲論文、331頁。

(63) 「哀調悲し「吹きなす笛」の曲」『奈良新聞』1919年8月21日。

(64) 「戦死将卒の葬儀」『奈良新聞』1919年8月26日。

(65) この事件の日本社会での政治的・社会的影響については井竿富雄、前掲論文、2009年を参照。

(66) 「悪鬼の如き赤衛軍 露人の見たる尼港事件」『奈良新聞』1920年5月23日。

に便宜を与え大砲弾薬等を供給せりこのことは大いに赤軍を助けたり。若し支那人に新砲を与えざりしはかくの如き悲惨なる結果を見ざり成らん」というように、尼港事件でも朝鮮人や中国人に対する敵愾心が煽られたのである。

1920年10月「朝鮮軍隷下部隊ノ間島方面」への出兵に応じ、第11中隊を除く第3大隊と機関銃4で編成された安西豊次郎少佐の指揮する部隊が、ハルビンを出発し「海林ニ出動」した⁽⁶⁷⁾。この「出動」の理由は、「兇暴馬賊団及び露国過激派及び不逞鮮人を根本的に掃蕩をなすにあるべし」⁽⁶⁸⁾というように報じられた。これは、朝鮮軍の間島地方への出兵に対応してとられた作戦行動である。間島は、朝鮮植民地支配により、朝鮮人が多く移り住んだ場所であった。日本の権力が直接及ばないがゆえに、独立運動の根拠地として重要な役割を持っていた場所でもある。1920年9月12日に馬賊約300名が琿春市街を襲う事件が発生し、同年10月2日には間島出兵の直接的契機である第二次琿春事件が発生した。斎藤実朝鮮総督は内田外相に対して出兵を求め、原内閣は翌日に閣議決定している⁽⁶⁹⁾。

1920年11月に、53連隊の中尉村田完二が「不逞鮮人の密偵中」に襲われて戦死と報道された。ここから、速水約蔵留守隊長、谷肇中尉、下宿屋の夫妻らの発言として、村田中尉の性格が温厚であったことや、「模範的将校」であったこと、おとなしく非常に親切であったことが知らされていく⁽⁷⁰⁾。『奈良新聞』でも同様に村田中尉についての記事が連日出された。2人の死についての報道は次のようなものである。従卒松原鹿次郎の死⁽⁷¹⁾や、「5名の死体は鮮人家屋の地中奥深く埋めあるのを発見し檢視せるに全身無数の切傷突傷にて其惨状目も当てられず現場に臨める者は暗涙嗚咽はせるものばかり」⁽⁷²⁾というような悲惨な死の現状を知らせるものである。1920年11月24日の記事では、「鮮賊討伐隊を出動せしめた。同地に駐屯の将卒は一般に元氣旺盛で非常に緊張し村田中尉らの虐殺に対しては恨骨髓に徹した模様で益々警戒を厳にしている」⁽⁷³⁾と朝鮮人への「恨」が臨界点を越えたという論調であった。

この「恨骨髓に徹した模様」の背景には、次のようなものがある。上述のような三・一独立運動での「暴徒」観と政池中尉の「戦死」や生前の様子を伝える報道に加え、同時期に伝えられる朝鮮人労働者像として次のようなものがあったことが考えられる。すなわち、「将来彼等が内地労働者との待遇上の問題などで不平でも起こすようなことがあるとすれば、その際この強い団結力がい

(67) JACAR (アジア歴史資料センター) RefC14110862000, 『歩兵第53連隊歴史 大正6年1月10日～大正14年5月1日』(防衛省防衛研究所)。大谷渡, 前掲論文, 836-838頁。

(68) 「突如海林に出動を命ぜられた我五三連隊第三大隊」『奈良新聞』1920年10月23日。

(69) 服部龍二, 前掲書, 54-56頁。琿春事件については、東尾和子「琿春事件と間島出兵」『朝鮮史研究会論文集』第14号, 1977年, 59-85頁など参照。なお、琿春事件の謀略性を早くから指摘したのは姜徳相, 前掲論文, 1967年である。

(70) 「不逞鮮人の密偵中 戦死した村田中尉」『大阪朝日新聞大和版』1920年11月12日。これと同様の構成の記事が「不逞鮮人と戦ひ 村田中尉戦死す」『奈良新聞』1920年11月12日にある。

(71) 「村田中尉は松原従卒と共に戦死」『奈良新聞』1920年11月13日。

(72) 「村田中尉等の死体」『奈良新聞』1920年11月22日。

(73) 「不逞鮮人の脱出を警戒」『大阪朝日新聞大和版』1920年11月24日。

かなる形になって現れるか、注意すべき問題だというものもある」というものだ⁽⁷⁴⁾。また、この時期には奈良県内の紡績工場のストライキに参加する朝鮮人女工⁽⁷⁵⁾や、小作争議への対応として、1920年代前半には朝鮮人を雇用しだすことや、土木、林業へも動員されだす⁽⁷⁶⁾。この時期は、伝え聞く情報、目の前に増えていく朝鮮人の存在に、上記した村田中尉と従卒の松原の死が重なっていく時期なのであった。

このような背景を抱えつつ、軍葬が執り行われた。「近く盛大なる軍葬執行」する対象として、「既報北満八家子に於て不逞鮮人の行動偵察中壮烈なる戦死を遂げたる我が派遣五十三連隊第十一中隊」陸軍歩兵中尉村田完二と従卒上等兵(元一等卒進級)松原鹿次郎が示された。村田は原籍が山口県である。遺骨の到着日時や経路、葬儀場の詳報と同時にこの件は「昨年寛城子事件戦死者の当時を思わしめたり」と寛城子事件での郷土部隊の戦死者や葬儀が新聞紙上で思い起こされていた。これに加え、「村田中尉の軍葬については未定にして成るべく遺骨の交付を望み故郷に於て盛大なる葬儀を営まんと意向なるべきも又一方速水留守隊長に於ては父兄の承諾さへ得られなは此の名誉ある戦死者の英霊を盛大に祭祀するため一般有志の賛助をも得、軍葬を挙行、永く軍隊教育の資料となり国民精神振興の一端たらしめんと意見なるべしと」報じられた⁽⁷⁷⁾。この記事にあるように、速水留守隊長の発言として、「国民精神振興」が叫ばれたのである。こうした認識は、ほかの記事においても示された。「軍葬執行に関して速水留守隊長は語る」として次のようなものである。

遺骨を藤原陸軍墓地に埋葬したきは予の希望なるも山口県厚狭郡王喜村字津井なる実父方には郷里に埋葬したき希望あるを以て全然埋葬すること不可能なればと分骨なりとも分与を乞い53連隊の歴史を飾り度く一面軍人精神振興の料としたし軍葬は新入管入隊後に執行し初年兵の士気を作興する方針なるが費用は将校団基金の外不足額は一般有志の寄付を仰ぐ考えなり云々⁽⁷⁸⁾

原籍が山口であるため、「分骨なりとも分与を乞」うことをしてまで、村田の死をもって「歴史を飾り」、「軍人精神振興の料」とするとのことである。歩兵第53連隊が編纂した『忠勇事蹟』では、「独り吾が連隊の精神教育上永久に好箇の資料たるのみならず、吾が連隊の徴募区たる奈良県下青年に及ばず感化亦蓋し鮮少ならずと信ず。即ち忠勇事蹟として吾が連隊のために録し、併せて県下各小学校及び在郷軍人分会などに頒つ所以なり」⁽⁷⁹⁾といった編纂の意図が示された。61名の「貴き犠牲」のなかには病死が多く含まれるが『奈良新聞』では、特に朝鮮人への警戒に重きが置かれたのではないかと推測される。以上のように、53連隊の活動期間は、三・一独立運動から間島虐殺にかけ

(74) 「流れ込む朝鮮労働者 昨今俄に殖え出した=九分が男で一分が女=」『大阪朝日新聞大和版』1919年3月25日。

(75) 川瀬俊治、前掲書、1985年、第2章。

(76) 川瀬俊治、前掲書、1987年、第6章。

(77) 「八家子に戦死の 村田中尉遺骨到着」『奈良新聞』1920年11月28日。

(78) 「村田中尉の軍葬」『奈良新聞』1920年11月30日。

(79) 「忠勇事蹟編纂の趣意」歩兵第53連隊『忠勇事蹟』1921年。

て、「不逞鮮人」像が地域に定着していく過程でもあったと言えるだろう。

3 行啓への動員体制と促される朝鮮人への警戒

ここまで、「銃後」の動員体制と軍隊の行動と「不逞鮮人」像の関係を論じて来た。動員体制や朝鮮人への警戒は「戦争」のみならず、近代天皇制の国民統合の場面でも発揮された。以下、皇族や皇太子裕仁の行啓を例に、村からの動員や朝鮮人への警戒を検討する。近代に入り創造された神武陵、橿原神宮は、当該時期の行幸啓の行先であった⁽⁸⁰⁾。こうしたナショナリズムが上からただ創られるのみならず、鉄道による観光ルート化や娯楽とかかわって「下から」形成されることが近年指摘されている⁽⁸¹⁾。奈良県において成立した近代遙拝所の建立主体を分析した市川秀之によれば、当該期には青年団や在郷軍人会といった「銃後」の構成員が参画する。とりわけ在郷軍人会により建立された遙拝所には戦役の記念碑の性格が強く、「遙拝所が単なる村落内集団の記念碑ではなく、国とムラを結ぶ存在であったことをよく示している」という。例えば、1921年の天理市田町巖島境内の遙拝碑は「渡満兵凱旋記念」のために作られた⁽⁸²⁾。この時期は、近代天皇制によるナショナリズムの形成と郷土部隊の経験が結び付く過程なのである。

1915年から1920年（ヨーロッパ遊学前年）までに行われた東京府外への巡啓や行啓の具体的内容のうち、奈良県のは次の通りである。それは、1915年、1917年、1919年の3回であり、いずれも皇太子（裕仁）は軍服を着用している。行先は神武天皇陵・橿原神宮や春日神社や法隆寺など奈良県内の神社仏閣である⁽⁸³⁾。

例えば、伏見宮貞愛親王による第一次世界大戦の「平和克服」報告が、1920年7月7日に神武陵で行われた。新聞紙上では、「沿道奉迎送者無慮5000名」として小学校職員、在郷軍人会、中学校職員、陸軍、海軍大将、16師団、議員などが参列したとされる⁽⁸⁴⁾。7月6日には当日の予定時刻の詳細が添上郡長川口南海雄から各町村長や各学校長へ通達された。それと同時に、大字惣代「本村駐在所巡査守衛」のために出勤するため、「一夜青年団ヲシテ夜警方御取計」たいとの警備にかんする取り計らいが交わされた⁽⁸⁵⁾。「銃後」の動員体制と同じく、村落への通達が行われたことが確認できる。

1921年には、9月9日から6日間にわたり、皇太子裕仁のヨーロッパ諸国訪問からの帰還報告が行われた⁽⁸⁶⁾。この帰還に際し、「全国青年団員ニシテ奉迎ノ赤誠ヲ表シ度希望ヲ有スル向」が少な

(80) 原武史『可視化された帝国——近代日本の行幸啓』みすず書房、2001年、4章（2011年に増補版）。

(81) 平山昇『初詣の社会史——鉄道が生んだ娯楽とナショナリズム』東京大学出版会、2015年。

(82) 市川秀之「近代遙拝所と地域社会——奈良県を事例として」高木博志編『近代天皇制と社会』思文閣出版、2018年、201-202頁。

(83) 原武史、前掲書、248-257頁。裕仁は天皇関係の神社や旧跡、ならびに天皇陵への訪問が全体的に目立っており、国史の講義で学んだ「皇祖皇宗」を祀る各地の神社や陵墓に実際に参拝することを通して、10代のうちに「万世一系」に連なる皇位継承者としての自覚を高める事に重点が置かれたという（同265頁）。

(84) 「神武御陵に平和克服御報告」『奈良新聞』1920年7月8日。

(85) 五ヶ谷村役場『大正9年度庶務二係ル往復書類』（奈良市史料保存館）。

(86) 原武史、前掲書、275頁。

くないので、「郡内青年団員ヨリ代表者二名選定方ニ関シ」、「青年団長会開催ノ上投票ノ結果」4名が当選した⁽⁸⁷⁾。9月9日には「奈良市ニ於ケル本郡各学校児童生徒並ニ各種団体ノ奉送迎場所」が決定している。

- 一、各小学校児童及樺本女学校補習学校（女子部）生徒ハ一ノ鳥井ヲ中心ニ東西両川
 - 二、農学校補習学校（女子部）生徒ハ郵便局前ノ南側
 - 三、青年団員ハ警察署西ノ北側
 - 四、婦女会員ハ一ノ鳥井ノ中南側
- 整列方法ハ当日係員ノ指揮ニヨルコト⁽⁸⁸⁾

このように、学校・学年の指定や場所の取り決めがなされていた。9月10日には学校児童生徒が「小旗ヲ携帯スル」ことは差し支えないこと、列車通過の際には所定の敬礼⁽⁸⁹⁾をすること、「万歳ヲ鳴フルモ差支ナキ」こと、整列時は3列になることなどが示された⁽⁹⁰⁾。この点、新聞記事では「先づ殿下の御姿を認めた際敬礼をなし通御なった後から奉祝することとすべく各校宛に通牒する」とある⁽⁹¹⁾。同日「貴村小学校児童生徒並ニ各種団体ノ奉送迎スベキ者」⁽⁹²⁾として、添上郡長川口南海雄から五ヶ谷村長へ、奉送迎者や奉送迎する者の範囲が示された。それは以下のような範囲である。

- 三、奉送迎者（奈良公園）「場所ハ後ヨリ図面送付」
 1. 小学校尋常4, 3年以上（男女）
 2. 実業補習学校生徒全部（学校男女）
 3. 添上農学校生徒全部
 4. 樺本実業女学校生徒全部
 5. 青年団員（一町村ニ20名）
 6. 婦女会員（一町村ニ10名）

以上奈良駅ニ於テ奉送迎スル者
- 四、御通過駅ニテ奉送迎スル者
 1. 帯解駅

(87) 「学第八三四号」, 1921年8月9日, 添上郡五ヶ谷村役場『大正拾年度 学事ニ係ル往復綴』（奈良市史料保存館）。

(88) 「学第八八七号ノ二」, 1921年9月9日, 添上郡五ヶ谷村役場『大正拾年度 学事ニ係ル往復綴』（奈良市史料保存館）。

(89) 史料には「明治四十三年八月二十六日文部省訓令第十八号」とあるため、「行幸啓ノ節学生生徒敬礼方」（佐藤秀夫編『続・現代史資料9 教育——御真影と教育勅語2』みすず書房, 1995年, 20-21頁）に示された方法であるとわかる。なお、1916年の文部省訓令五号「行幸啓ノ節学生生徒敬礼方中改正」にて敬礼方法が修正された（同71頁）。

(90) 「学第八八七号ノ二」, 1921年9月9日, 『大正拾年度 学事ニ係ル往復綴』（奈良市史料保存館）。

(91) 「御通過の際学校生徒の万歳差支へなしと決定」『奈良新聞』1921年9月9日。

(92) 「学第八八七号」『大正拾年度 学事ニ係ル往復綴』（奈良市史料保存館）。

帯解，平和，東市，明治ノ各小学校尋常科3学年以下全部

2. 櫛本駅

櫛本，治道小学校尋常科3学年以下

但帯解，櫛本，治道ノ各小学校（4年生以上ノ部）農学校，女学校ノ児童生徒ハ午前ノ行啓ヲ停車場ニテ奉迎ノ後奈良市ニ参集セラレタシ

ここでも小学校の指定や，青年団，婦女会の人数指定があったことが確認できる。また通過駅も含めれば学校の全生徒が動員されたのである。なお，この通達では注意事項として「右奉迎児童生徒ト雖モ身体虚弱伝染性疾患者白痴癡癲者等ハ奉送迎セシメサル様充分注意相成度」として，参列できるものとできないものを分ける排除規定があったことが確認できる。奈良畝傍間奉送迎については新聞紙上でも，帯解駅では帯解村下間助役をはじめ，在郷軍人，青年団，神官，僧侶，帯解・平和・五ヶ谷・明治・精華の各小学校生徒，合計800名が並び，「一般民衆」300名と共に「赤誠の声高らかに万歳を唱えた」と伝えられている⁽⁹³⁾。

参列者の取り決めと同時に，在郷軍人会による警備もなされた。「北は佐保川鉄橋より南は岩井川橋架に至る鉄道沿線の警備は当該警察と協力して其任に就く事」「夜勤警戒の任に当たり市消防組と連絡することに決定」⁽⁹⁴⁾したという。ここで促されたのが，朝鮮人労働者への警戒である。

行啓に際して高等課で注意

…（略）…兎に角斯様な労働界はいよいよ不況時代にはいりつつあるの形勢なので大阪神戸方面にあった労働者が近来本県へ向かって流れ込んで来る事は夥しいものであるが就中目に就くのは朝鮮人労働者の移入してくることで先般迄ホンの少数しか算せなかった鮮人が最近高等課の調査では約500名許り入って来ている。これら労働者の多くは土方であって其の重なる集団箇所は五社峠のトンネル工事及び信貴生駒電鉄線路工事であるとのことである。そしてこれら鮮人労働者のなかには所謂不逞の輩が往々にして交雑しており高等警察上其視察警戒は最も嚴重にせなければならないので高等課は之を高等要視察人として常に其の行動を注意しておるが今回東宮殿下御帰朝御奉告の為の畝傍山陵檀原神宮御参拝相成るに就いては一層警戒を厳かにするの必要があるので目下県高等課では其視察方に苦心しておる有様である⁽⁹⁵⁾

村落，学校など動員が割り当てられており，行啓が村落での関心事となるような構造があった。川瀬俊治氏は，朝鮮人を天皇制とのかかわりのなかで「不逞の輩」と位置づけるこの記事の「手法」や，三・一独立運動以後の治安取締りとの関係を指摘した⁽⁹⁶⁾。この「手法」は動員体制と共にあって効力を発揮したのではないか。そして，この警戒の背景には，本稿で論じたような，政池中尉の生前の様子や，1920年の村田中尉や松原従卒の戦死が重ねられていく過程があったと考えるべきであろう。

(93) 「東宮殿下行啓」『奈良新聞』1921年9月13日。

(94) 「市在郷軍人会の警備隊編成」『奈良新聞』1921年9月5日。

(95) 「鮮人労働者が本県へ流れ込む」『奈良新聞』1921年9月6日。

(96) 川瀬俊治，前掲書，1985年，96-103頁。

おわりに

ここまで論じてきたことをまとめよう。第1に、シベリア戦争での奈良県の「銃後」の構成員として在郷軍人会、青年団、小中学校、婦人会などが確認される。荒川章二氏の指摘する動員体制の継続という観点では、慰問団事業や村落への人員の割り当てなどによる動員が確認された。第2に、軍隊の行動と朝鮮人差別の関係について再検討した。軍隊の行動の前後を含めて見れば、出兵前は天理教、寛城子事件では中国人、最後には「不逞鮮人」と大々的に報じられた。こうした変遷が確認されるが、ここでは「不逞鮮人」にかかわり、軍人の名前で「国民精神振興」や「軍人精神振興」が叫ばれたことに注意したい。当該時期は奈良県にも三・一独立運動が伝えられたことや朝鮮人労働者の情報が伝えられるなど、朝鮮人＝「不逞鮮人」という観念が形成される時期でもあった。第3に、行啓時には、「銃後」の動員体制に近似した村への割り当てがなされ、そこでは対象の団体や小中学校の学年の指定、「身体虚弱伝染性疾患患者白痴瘋癲者等」の排除などが取り決められていた。1921年の皇太子裕仁の行啓の際には、在郷軍人と警察や消防組が協力しての警戒が伝えられ、朝鮮人労働者の県内への流入への警戒が促されたのである。こうした警戒は、間島虐殺と関東大震災の間の時期に国民統合の過程のなかで天皇制の行啓があり、そのなかでも朝鮮人に対する警戒が促されたと見るべきであろう。当該期は一見すると「銃後」とかわらないように見えて、戦争で創出された敵愾心のうえに、近代天皇制による国民統合という文脈が合わさり、地域社会内での朝鮮人への警戒がなされていったのである。

奈良県における在日朝鮮人は1920年代前半、小作争議の対策として朝鮮人の雇用がなされ出す。また林業や土木の領域においても、朝鮮人労働者が増加していく。こうしたなかで、居住への取り締まりと朝鮮人が大乱闘を起こすというデマの流布が、1922年に奈良県内での大軌延長工事現場で発生したという。川瀬俊治氏はこれらを「共同体意識からくる倒錯した危機感が「こわい」「おそろしい」という情動となってあらわれた」と論じている⁽⁹⁷⁾。そして、関東大震災時には、成毛知事による流言の普及を禁じ、「民心の安定」を計るものが『奈良県報』号外としてだされた。その内容では知事はデマを鵜呑みにし、朝鮮人は「悪いことをしたそうである」といったことを述べる。「仲良く」することの理由として「日鮮同祖論」から述べられたという⁽⁹⁸⁾。以上のようなデマによる差別観念は本稿で確認した「銃後」での軍人の死と共に創出された差別観念が背景にあったと言える。かかる差別観念に関東大震災でのデマが加えられていく。新聞紙上では帰県者談として次のような記事が掲載された。

〇〇に〇を混じ渴した 市内に呑ましめる

郡山に帰った池内重造君語る

帝都における惨況については逐一報道し又は帰奈した遭難者についてその実況を聞き、その

(97) 川瀬俊治、前掲書、1987年、155-157頁。

(98) 川瀬俊治、前掲書、1985年、105-110頁。

